

川内村の元気を発信 2013かわうち復興祭開催



今月のわだい

- 川内村表彰式…………… 2ページ
- お知らせ…………… 7ページ
- TOPICS…………… 11ページ

10月20日（日）にいわたの郷体験交流館で2013かわうち復興祭を開催しました。当日は、石原伸晃環境大臣の出席や、村産の野菜や新米の販売、県内外からのかわうち応援出店ブースがありました。また、北海道士別市と「絆づくりに関する協定書」の締結式も行われました。

関連ページ 4ページ

永年の功績をたたえ！

「平成25年度川内村表彰式」

平成25年度の川内村表彰式が去る11月14日、村コミュニティセンターで行なわれました。この表彰は、村表彰条例に基づき村政発展に貢献された方を表彰するものです。

表彰式は、村功労者をはじめ各関係の来賓が出席の下、村のため尽力をいただいた受賞者に表彰状、記念品が贈られました。

今年の表彰は永年行政相談員、村議会議員、農業委員、行政区長、消防団員として地域の振興発展に尽くされた方、また、災害復興や教育振興等のご寄贈をいただいた方々で功労表彰1名、特別表彰12件（個人9名、団体3組）の表彰でありましたが、特別表彰のうち5件はこの度の東日本大震災からの復興のため多額の金員や備品、図書等をご寄附された皆様です。

受賞者を代表して秋元卓三さんから謝辞が述べられました。受賞されたみなさんおめでとうございました。今後とも村再興のため一層のお力添えをお願いします。

表彰された方々は、次のとおりです。（敬称略・順不同）

No.	表彰区分	氏名	功績内容
1	功労表彰	秋元卓三	行政相談員、天山祭り実行委員長として村民の福祉の向上と地域の振興に寄与された。
2	特別表彰	井出茂	議会議員として村政振興と発展に寄与された。
3	〃	大和田寛	農業委員として農業振興と発展に寄与された。
4	〃	高野恒大	行政区長として村政振興と発展に寄与されている。
5	〃	佐久間正行	行政区長として村政振興と発展に寄与された。
6	〃	猪狩克夫	消防団員として地域住民の安全に寄与された。
7	〃	西山清則	〃
8	〃	田井壽一	〃
9	〃	安部初江	ふるさと応援モリタロウ基金に多額の寄付をされた。
10	〃	白田和明	〃
11	〃	エステー(株) 代表執行役会長 鈴木喬	家庭用放射線線量計を寄贈され村民の安全安心に寄与された。
12	〃	ウツエバルブサービス(株) 代表取締役社長 山下裕宣	復興支援のため備品を寄贈され本村の振興に寄与された。
13	〃	RAINBOW OF HOPE 代表 浦川秀夫	復興支援のため図書を寄贈され本村の振興に寄与された。



受賞者の皆さま



秋元卓三さんの受賞者代表謝辞



表彰の様子

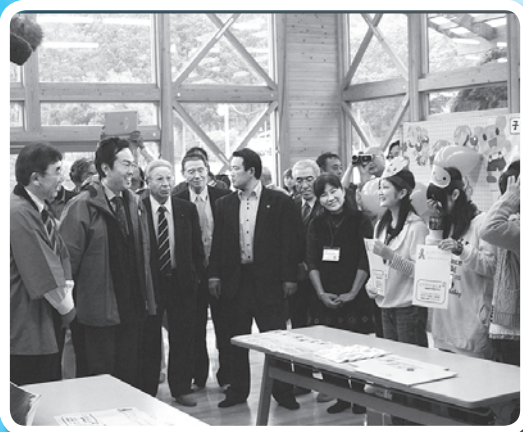


祝宴の様子



大和田亥三郎さんによる乾杯

村の元気を発信 “2013かわうち復興祭”を開催！



石原伸晃環境大臣が各ブースを激励



北海道士別市と絆づくりに関する協定を締結



笑顔のアート皿
カエルタワー



グッチ裕三さんの料理実演



笑顔のアート皿作り

10月20日（日）、いわなの郷体験交流館広場を会場に、『2013かわうち復興祭』を開催しました。当日はあいにくの雨となっていましたでしたが、オープニングセレモニーには、石原伸晃環境大臣参加の元、多くの来場者・関係者が集まり盛大なイベントになりました。

今年は、水稲やそばの作付けの再開、さらに野菜工場の野菜出荷、会場となった「いわなの郷」の再オープンなど、特に農業に関する復興が進んだことから、「農と食」をテーマにした数多くの出店や各種企業・団体等による展示ブースが並び、高原野菜、そば、いわなの塩焼き、焼き栗等の販売、きのこ汁やおもちの無料提供があり、来場者は川内村の味覚を堪能していました。

さらに、料理の達人「グッチ裕三さん」による川内の食材を使った簡単で美味しい料理の実演、子供たちに大人気アンパンマンショー、西山獅子舞披露やフラダンスなどのステージが会場を盛り上げ、村の元気を広く発信することができました。

また、震災後交流を続けている北海道士別市との一層の交流推進を図るため「絆づくり」協定を締結しました。フィナーレでは、子供たちが作った笑顔のアート皿によるカエルタワーを完成させることができ、復興祭の名にふさわしいすばらしいイベントになりました。

川内村の旧警戒区域内で発生した廃棄物を 処理する仮設処理施設を設置します

環境省では、川内村の旧警戒区域内で発生した廃棄物（可燃物）を処理する仮設処理施設（仮設焼却炉）を設置します。廃棄物の処理は、平成26年10月頃から開始し、平成27年末に完了する予定です。処理完了後は、土地を復元して村に返還します。

なお、本件については、これまでに村、議会、第8行政区の皆さまに対して、事業内容の説明・協議を数回にわたり行い、ご理解をいただいているところです。

◆設置場所

川内村下川内五枚沢地内の村有地
（旧あぶくま更生園）

◆敷地面積 約6,000㎡

◆処理期間

平成26年10月～平成27年末（予定）

◆仮設処理施設の処理能力

7トン/日（8時間）×1基

◆運転時間

月曜日～土曜日（年末年始、休祝日を除く。）
午前8時～午後6時

◆処理する廃棄物

川内村の旧警戒区域で発生した廃棄物（片付けごみ・粗大ごみ・被災建物の解体時に発生する木材等）

■問合せ

福島環境再生事務所 浜通り南支所
（廃棄物担当）

☎0240-25-8993

東日本大震災による損壊家屋等の 解体撤去事業の再申請受付について

東日本大震災により被災し、損壊した家屋等について、所有者からの申請に基づき、解体撤去をおこないます。

今年度の5月末で一度申請受付を終了していましたが、この度国費により解体撤去が認められたことから再申請受付するものです。

1 対象となる家屋等

① 災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の判定を受けた家屋のうち危険な建物で生活環境の保全上、やむを得ず解体するものです。また、**解体する家屋等はすべて解体撤去するものであり、一部のみ解体はできません。**

① 既に倒壊しているもの

② 他の家屋等に物的被害を生じさせているもの

③ 家屋等の倒壊による人的・物的被害を防止する必要があるもの

※申請内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

2 対象となる方

原則として家屋等の所有者となり

ます。

① 建物登記簿の登記名義人

② 未登記の場合は、資産評価証明書により所有者を確認します。

3 申請手続き

① 申請先：川内村役場住民課

② 申請書類：住民課窓口

③ 申請書類：損壊家屋等の解体撤去申請書・災証明書・建物配置図・損壊家屋等の登記簿謄本又は家屋資産評価証明書・共有者や抵当権者がいる場合は、その全員からの同意書と印鑑証明書・その他申請内容を確認するために必要となる書類

4 申込受付・時間

平成25年12月25日（水）まで

※これ以降は受付できません。

平日の午前9時～午後5時

※郵送による受付は行っておりません。

※書類の不足や不備があると受付できませんので、早めに手続きをおねがいします。

■問合せ・申請先

川内村役場 住民課

☎0240-38-2113

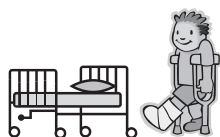
国民健康保険、後期高齢者医療保険の皆様へ

被保険者の通院や入院等が、第三者の行為（交通事故など）により生じたものであるときは、被害の日時、状況、また、第三者の氏名・住所・連絡先等を直ちに、川内村役場 住民係へ届け出てください。

適正な保険給付のため、御協力をお願いいたします。

詳しくは、住民課住民係までお問い合わせください。

■問合せ 住民課住民係 ☎0240-38-2113



旧警戒区域における 特例宿泊（年末年始） に関するお知らせ

村では、住民の皆さまの避難生活が長期化する中、宿泊の要望もあることから、国との協議・確認を踏まえた上で、年末年始12月24日（火）～1月7日（火）の最大14泊15日における避難指示解除準備区域及び居住制限区域での宿泊を特例的に運用することとしました。

特例宿泊を希望される方は、役場から別途郵送の資料をご覧ください、

- （1）事前の届出
 - （2）注意事項に留意した適切な宿泊の実施
 - （3）事後の届出
- を行ってください。

■問合せ 復興対策課
☎0240-38-3804



年金だより

平成25年11月1日より、新たに国民年金保険料の納付場所が拡大されました。

平成25年11月1日より、MMK端末を設置しているコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパー、

病院内売店等のMMK設置店において新たに国民年金保険料の取扱いが開始されます。

該当する店舗は「MMK設置店」の表示がされています。また、MMK設置店は、（株）しんきん情報サービスのホームページで確認できます。

20歳になったら 国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

国民年金のご相談・手続き等については市（区）町村または年金事務所までお問い合わせください。

■問合せ 住民課住民係
☎0240-38-2113

12月の賠償金請求に関する 東京電力(株)相談窓口の開設

東京電力(株)では、次の日程で賠償金請求に関する相談窓口を開設しています。相談にあたっては、東京電力(株)から郵送された「賠償金請求のご案内」などの関係資料をご持参ください。

①川内村コミュニティセンター

(1階会議室)

◆日時 12月12日(木)、26日(木)

午前9時30分～午後4時

◆日時 稲川原仮設住宅集会所

◆日時 12月5日(木)、19日(木)

午前9時～午前11時

◆日時 若宮前仮設住宅集会所

◆日時 12月5日(木)、19日(木)

午後1時～午後4時

◆日時 南1丁目仮設住宅集会所

◆日時 12月9日(月)、16日(月)

午前9時～午後4時

◆日時 四倉鬼越仮設住宅談話室

◆日時 12月15日(日)

午前9時～午後4時

■問合せ 東京電力(株)コールセンター

☎0120-926-404

午前9時～午後9時

飲料水・沢水モニタリング 検査の報告とお知らせ

平成25年10月2日～10月31日までの

水質検査は、

井戸水受付件数12件

表流水(沢水・引き水)受付件数3件

公共施設等

を行い、結果はすべてND(検出限界値未満)でありました。

※「ND」とは、測定結果が検出限界値未満のことで、検出限界値は、測定機器や測定条件により異なり、本結果においては放射性ヨウ素及びセシウムに関し、1 Bq/kg未満になります。

水質検査は、毎週火曜日に福島市食肉衛生センターで実施しています。

飲料水モニタリング検査希望の方は、事前に住民課に連絡し、2ℓのペットボトル1本分を毎週金曜日午後5時まで、役場住民課に持参してください。
※**予約制**のため検体数が決まっていますので、ご了承ください。

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

○応急仮設住宅の退去について 退去する場合は退去届を提出ください。

応急仮設住宅が不要になり退去をする場合は、仮設住宅等使用終了届の提出をお願いします。退去日には退去の立ち会いを行い力ギの返却をいただきますので、退去日が決まりましたら役場住民課か川内村役場郡山出張所にご連絡ください。

仮設住宅でのご使用になっていた、電気料金とガス料金の退去による停止の連絡は入居者のみなさんでご連絡願います。郡山市内の仮設住宅のみ水道料金の停止連絡は力ギの返却後に村で行います。(郡山市水道局との協定による)ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

郡山出張所

☎024-946-0880

☆県外借上げ住宅の供与期間は 都道府県毎の対応となります。 照会各都道府県に問い合わせを

現在、本村から県外へ避難されている方々へは災害救助法により応急仮設住宅として各都道府県の借上げ住宅が提供されておりますが、各都道府県に

より供与期間が異なります。

各都道府県の供与期間等の対応については、各自必要な方は各都道府県の担当部局へお問い合わせ願います。

例・東京都は 入居日から3年間
埼玉県は 平成26年3月末まで

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

郡山出張所

☎024-946-0880

平成25年度福島県狩猟期間中です

福島県では、平成26年2月15日(イノシシ)については、平成26年3月15日までが狩猟期間となります。

◆狩猟事故防止のために

○狩猟者の方へ

・山林では森林施業、工事及び測量などが実施されているので、発砲際には矢先の安全を十分に確認してください。

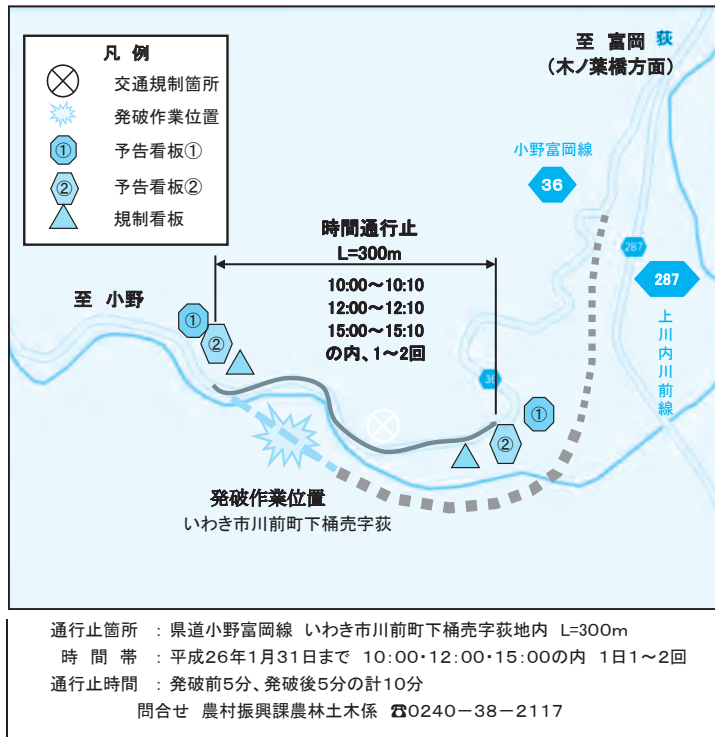
○農作業等で入山される方へ

・入山される際には、鈴やラジオなど音の鳴るものを携帯し、目立つ服装(オレンジ色の帽子など)を心がけてください。

■問合せ 福島県生活環境部自然保護課

☎024-521-7210

県道小野富岡線 時間通行止区間のお知らせ



〇応急仮設住宅の冬期間の管理について 各場の凍結防止をお願いします。

応急仮設住宅においては、すでに県による凍結防止策は完了しておりますが、3年目の冬場に入り、凍結による不具合が想定されます。今年は仮設住宅の入居開始から2年以上経過しておりますので、水抜きをしっかりと、誤った操作のため等の管理不十分により凍結した場合の修理費用は入居者の方の自己負担になります。仮設住宅ですがご自分が住んでいる家ですので、

適切な管理をお願いします。

凍結防止策として次の処置をお願いします。
①ブレーカーを落とさないでください。
②長期不在にする場合は完全な水抜きをしてください。
③風呂給湯器の凍結防止で風呂釜に水を張った状態にしておいてください。
凍結により水道管等が破裂してしまつと隣近所にも影響がでますので、適切な凍結防止にご協力お願いします。

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

インシシによる畦畔被害の修復について

インシシにより農地の畦畔が被害を受けて作付けができず、農家個人でも修復ができない場合に村職員が現地を確認のうえ、建設業者に委託をして修復したいと思います。インシシ被害のある農家のかたは、被害場所の確認もあるため川内村役場 農村振興課 農政係 で申請して下さい。

修復までの流れ
1. 川内村役場 農村振興課で被害の申請をする。

2. 役場職員が被害状況を確認する。

(被害が少ない場合は、修復を農家へお願いする場合もあります。)

3. 建設業者へ作業を委託する。

4. 完成状況を確認する。

今回の作業で土が必要となる場合は、現地の農地の土を使用するようになります。

■問合せ 農村振興課農政係

☎0240-38-2115

農地復興組合からの お知らせです

農地復興組合では農地除染で使用しました「ゼオライトプラント」の家屋(プラント)を譲渡いたします。詳しく

は農地復興組合にお問い合わせください。

福島県営農再開支援事業

9月の広報にて福島県営農再開支援事業の作業員の募集を行いました。今年度から第8区行政区も対象となっております。第8区行政区のかたでこの作業を希望されるかたは、

川内村農地復興組合 渡邊多美子
☎080-2835-8921へ申し込み下さい。

人権相談所の隔月開設の お知らせ

いわき人権擁護委員協議会のご厚意により偶数月の第1木曜日に人権相談所を開催しております。

人権相談所は、経験豊富な相談員が相談者に合った解決法を提案いたします。

些細な問題でも構いませんので、お気軽にご相談下さい。秘密は守られます。

12月の開催日

平成25年12月5日 木曜日
午前10時から午後3時まで
コミュニティセンター
1階小会議室

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

今月の納税

固定資産税・・・3期

自衛官を募集します

自衛隊福島地方協力本部では、自衛官を募集いたします。詳細についてはお問い合わせください。

■自衛官候補生（男子）

（平成26年春入隊）

●資格 18歳以上27歳未満の男子

●受付期間 11月8日（金）～

●平成26年1月17日（金）

●試験日 平成26年1月25日（土）

または26日（日）

●会場 郡山駐屯地または福島駐屯地

■高等工科学校生徒（一般）

●資格 中卒（見込含）17歳未満の男子

●受付期間

11月1日（金）～

●平成26年1月10日（金）

●一次試験日 平成26年1月18日（土）

●会場 郡山市労働福祉会館

■問合せ 自衛隊福島地方協力本部

郡山地域事務所

☎024-932-1424

金融庁と財務局からの大切なお知らせ

東日本大震災により住めなくなった家の住宅ローン、残っていませんか？

「個人版私的整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除を受けることが出来ます。
※債務の免除には、一定の要件を満たす必要があります。

利用するメリット

①個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。

②国の補助により、弁護士費用はかかりません。

※運営委員会に登録された弁護士の費用に限りです。

③手元に残せる現預金の上限が、500万円を目安に拡張されています。義援金等は、③の500万円とは別に手元に残すことができます。

※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

本制度は、被災された方の生活再建を支援するための制度です。

まずはご相談を！

■問合せ 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

☎0120-380-883

☎024-526-0281

受付時間 平日午前9時～午後5時

「川内村企業就職面接会」開催のお知らせ

川内村内企業と就職希望者が一堂に会し、個別面接・選考・企業説明を行う就職面接会を開催します。お気軽にご参加ください。

○日時 平成25年12月5日（木）午後1時～午後3時

○会場 川内村コミュニティセンター 2階大ホール

○参加対象者

川内村に就職を希望している方

○参加対象事業所

川内村の事業所、または川内村に就業場所を有する事業所で、ハローワークに求人申し込みをしている事業所。

主催 ハローワーク富岡、川内村

■問合せ ハローワーク富岡

☎0246-24-3055



「寄付ありがとうございます」

モリタロウ寄付金

●東京都の遠藤裕勝さんより30万円
●エスベックミツ（株）代表取締役 社長 前川剛司さんより8,200円

●埼玉県横瀬町より100万円

●東京都の千坂和江さんより3万円

●ご寄付は村づくりなどの事業に活用させていただきます。

寄贈

●郡山秋田県人会から仮設住宅用の表札寄贈

※ご寄付いただいた方で、公開について確認ができた方を掲載しています。



表札を届けてくださいました郡山秋田県人会の皆さま

『相双子ども科学祭2013
ウィンター』のご案内

「遊び」ながら「ものづくり」や「科学」を楽しく学ぼう！第2回となる「相双子ども科学祭2013（ウィンター）」が開催されます。

地元企業13社によるデモ展示や、ロボット!との対話もできるよ。申込不要。参加無料。当口は、「なみえ焼そば」や「ミニすいとん」の屋台も出るよ。
※屋台のふるまいは数量限定です。

◇日時 平成25年12月7日（土）
午前10時～午後2時

◇会場 テクノアカデミー浜
（南相馬市）

◇対象 小学生及び中学生
■問合せ 相双地方振興局企画商工部
☎0244-26-1142

除染情報プラザから講師
派遣のお知らせ

除染情報プラザでは、皆さんの除染や放射線に対する疑問、困っていることにお答えする活動を行っています。子育てサークル、町内会の集まりなど、同じ悩みを抱える皆さんで放射線に関する講習や座談会を開催しませんか。皆さんのものに専門家を派遣いたします。ご要望、ご依頼等ございましたら

お気軽にご相談ください。

●講師費用 無料

●除染、放射線、健康影響、食品などについて

●定員・開催場所 自由

■問合せ 除染情報プラザ

☎024-529-5668

受付時間 午前10時～午後5時

公立小野町地方総合病院
からのお知らせ

平成24年度の決算状況について

平成24年度は、療養病床の拡充や浜通り地方の患者受入などにより、患者数は大幅に増加し、増収となりました。

平成24年度の決算状況は収入1、

611、938千円

に対し支出が1、

523、175千円

となっており収支差

引で88、763千

円の黒字決算とな

りました。

今後地域医療の中核病院として、健全で効率的な経営に努めて参ります。

過去3年間の決算状況

単位：千円

年度	収入	支出	収支差引
平成22年度	1,296,397	1,325,589	△29,192
平成23年度	1,455,400	1,422,749	32,651
平成24年度	1,611,938	1,523,175	88,763

平成26年度認定子ども園かわうち保育園園児募集

平成26年度の認定子ども園かわうち保育園の園児を募集します。

現在入園して就学前までの申請をされている方（継続保育の場合）の申込は不要です。

■受付期間 平成25年12月2日（月）～平成25年12月13日（金）

■定員

保育に欠ける乳幼児 70名

保育に欠けない幼児（短時間利用児） 21名

■入園児区分

1 保育に欠ける生後10ヶ月から就学前までの乳幼児

2 保育に欠けない3歳から就学前までの幼児

■保育時間 午前8時から午後4時を原則としますが家庭の状況により居残り保育も行います。

短時間利用児については4時間保育を原則としますが午後の預かり保育も行います。

■入園の基準

1 児童の保護者が次の①から⑦に該当することにより保育することが出来ない場合で、かつ、同居の親族その他の方が保育することができない場合。

①家庭外労働 昼間に居宅外で仕事をすることを常態としている。

②家庭内労働 昼間に居宅内で乳幼児と離れて、家事以外の仕事をしている。

③親の出産等 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

④病気やけが、又は精神・身体に障害がある。

⑤長期にわたり病気または精神若しくは身体に障害のある同居の親族を常時介護している。

⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる。

⑦村長が認める前各号に類する状態にあること。

2 前項に定める以外の満3歳以上の幼児（短時間利用児）。

■入園申込の場所 かわうち保育園で午前9時より午後4時まで受付します。

■保育料 川内村児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則による。

■その他 申込の際は印鑑をお持ち下さい。

また、家庭状況を記入していただきますのでご家族の生年月日・勤務先住所等を準備してください。